

①2025年度(2025.1.1~2025.12.31) 株式会社アヴェイル派遣実績 (派43-010071)

			派遣料金、派遣労働者の賃金 ※2											
			全業務平均		①業務別平均 ※3			②業務別平均			③業務別平均			
営業所別	派遣労働者数 (人) ※1	派遣先事業所数	派遣料金 (円)	賃金(円)	業務内容	派遣料金 (円)	賃金(円)	業務内容	派遣料金 (円)	賃金(円)	業務内容	派遣料金 (円)	賃金(円)	マージン率 ※4
さいたま jobinformation	37	20	15,808	11,164	製品製造・加工	14,860	10,790	一般事務	16,800	10,880	その他の輸送	16,560	12,313	29.4%
静岡	39	17	15,717	11,977	製品製造・加工	16,489	12,089	一般事務	16,745	12,403	運搬	17,410	12,853	23.8%
豊田三河	60	13	15,620	11,536	製品製造・加工	16,385	11,803	一般事務	16,791	12,176	運搬	17,532	12,800	26.1%
名古屋 jobinformation	108	34	15,863	11,577	製品製造・加工	16,301	11,884	一般事務	14,642	10,325	運搬	18,358	12,032	27.0%
大阪	50	37	16,164	11,046	製品製造・加工	15,167	10,594	一般事務	15,433	11,568	運搬	17,768	12,217	31.7%
兵庫	27	22	15,969	11,410	製品製造・加工	14,111	10,705	一般事務	13,980	10,246	運搬	16,628	11,636	28.5%
山口	39	20	16,860	11,190	製品製造・加工	18,362	12,405	一般事務	13,658	9,331	運搬	16,332	10,396	33.6%
北九賀 jobinformation	35	25	15,108	10,958	製品製造・加工	14,919	11,403	一般事務	16,749	11,890	その他の輸送	15,185	11,264	27.5%
福岡	33	24	14,726	10,679	製品製造・加工	14,251	10,342	一般事務	15,705	11,637	運搬	12,684	8,979	27.5%
熊本北	114	46	16,348	10,467	製品製造・加工	15,492	10,124	一般事務	16,624	10,671	運搬	15,465	10,502	36.0%
熊本	71	37	16,705	11,065	製品製造・加工	15,865	10,367	一般事務	15,162	10,474	運搬	16,643	11,300	33.8%
熊本南	80	59	15,839	10,356	製品製造・加工	15,257	10,147	一般事務	16,637	9,786	運搬	15,671	10,256	34.6%
宮崎 jobinformation	43	37	15,367	10,031	製品製造・加工	15,513	9,975	一般事務	15,092	10,119	運搬	15,595	9,961	34.7%
鹿児島	86	61	18,290	10,778	製品製造・加工	17,078	10,377	一般事務	17,804	10,827	運搬	17,879	10,657	41.1%
全体	822	452	16,027	11,017	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31.3%

※1 派遣労働者数は2026年6月1日時点における実数。 ※2 1日(8時間当たり)の額。派遣料金は税込表示。
 ※3 主な派遣業務(3業務)を記載。その他業務については、お問合わせください。

※4 マージン率は全業務平均の派遣料金と賃金により算出。

②全社共通 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(教育訓練)

教育訓練種別	対象者となる派遣労働者 (雇入時・派遣中・待機中)	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	訓練費用負担 (無償・有償)	賃金支給 (有給・無給)
入職時教育	雇入時	OJT	無償	有給
職能別教育(製造・物流・事務・サービス等)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
階層別訓練(リーダースキル等)	派遣中	OFF-JT	無償	有給

③全社共通 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

雇用・健康・厚生年金の各種保険加入制度。産前産後休暇、育児・介護休業制度他。

④労使協定を締結しているかの否かの別 締結あり

対象となる派遣労働者の範囲は全職種全ての派遣労働者に適用する。
 当該協定の有効期間は、令和8年4月1日~令和9年3月31日。